

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、議会、教育委員会、人事委員会および地方公営企業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大ならびに新たにびわこボートレース事業庁を設置することに伴い、令和 8 年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例（昭和 24 年滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 職員の定義に競走事業の事務部局に常時勤務する地方公務員を追加することとします。（第 1 条関係）
- (2) 知事の事務部局の職員、議会の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、人事委員会の事務部局の職員、地方公営企業の事務部局の職員、競走事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。（第 2 条関係）
- (3) 競走事業の事務部局の職員の定数の当該部局内の配分は、競走事業管理者が定めることとします。（第 3 条関係）
- (4) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

| 部 | 局 | 令和7年度 | 令和8年度 (案) | 増減 | 摘要 | |
|------------------------------------|---------------------------------|------------|--------------|-------|---|---------------|
| 知事の事務部局 | | 3,495 | 3,460 | △35 | 国スポ・障スポ大会終了に伴う職員配置の見直し びわこボートレース事業庁設置に伴う減員 | |
| 議会の事務部局 | | 28 | 29 | 1 | 議会改革取組推進のための増員 | |
| 選挙管理委員会の事務部局 | | 6 | 6 | 0 | | |
| 監査委員の事務部局 | | 15 | 15 | 0 | | |
| 教育委員会の事務部局 | | 215 | 223 | 8 | インターハイ開催準備等による増員 | |
| 労働委員会の事務部局 | | 14 | 14 | 0 | | |
| 収用委員会の事務部局 | | 1 | 1 | 0 | | |
| 漁業調整委員会の事務部局 | | 2 | 2 | 0 | | |
| 人事委員会の事務部局 | | 11 | 12 | 1 | 人材確保に向けた取組推進のための増員 | |
| 地方公営企業の事務部局(企業庁) | | 72 | 74 | 2 | WLB枠設置等に伴う増員 | |
| 病院事業の事務部局 | | 1,202 | 1,202 | 0 | | |
| モーターボート競走事業の事務部局 (びわこボートレース事業庁) | | 0 | 24 | 24 | | |
| 教 育 機 関 | 校長、教員 | | 3,302 | 3,313 | 11 | |
| | 校長、教員以外の職員 | | 537 | 535 | △2 | |
| | 計 | | 3,839 | 3,848 | 9 | |
| | ア 高 等 学 校 | 校長、教員 | 2,079 | 2,075 | △4 | うち教育職以外の職員 0 |
| | | 校長、教員以外の職員 | 342 | 342 | 0 | |
| | | 計 | 2,421 | 2,417 | △4 | |
| | イ 中 学 校 | 校長、教員 | 39 | 39 | 0 | |
| | | 校長、教員以外の職員 | 3 | 3 | 0 | |
| | | 計 | 42 | 42 | 0 | |
| | ウ 特 別 支 援 学 校 | 校長、教員 | 1,184 | 1,199 | 15 | うち教育職以外の職員 △2 |
| 校長、教員以外の職員 | | 126 | 124 | △2 | | |
| 計 | | 1,310 | 1,323 | 13 | | |
| エ | 学校以外の教育機関 | 66 | 66 | 0 | | |
| 合 計 | | 8,900 | 8,910 | 10 | | |

滋賀県職員定数条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労働委員会、収用委員会、漁業調整委員会、人事委員会、地方公営企業および病院事業の事務部局ならびに教育機関に常時勤務する地方公務員（副知事、2月以内の期間を定めて雇用された者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用される者（臨時の職に関して任用される者に限る。）、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同条第7項の規定により臨時的に任用される者、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣された者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> | <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労働委員会、収用委員会、漁業調整委員会、人事委員会、地方公営企業、病院事業および競走事業の事務部局ならびに教育機関に常時勤務する地方公務員（副知事、2月以内の期間を定めて雇用された者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用される者（臨時の職に関して任用される者に限る。）、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同条第7項の規定により臨時的に任用される者、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣された者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> |
| <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,495人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>28人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>215人</u></p> | <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,460人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>29人</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>223人</u></p> |

- (6) 労働委員会の事務部局の職員 14人
- (6)の2 収用委員会の事務部局の職員 1人
- (7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人
- (8) 人事委員会の事務部局の職員 11人
- (9) 地方公営企業の事務部局の職員 72人
- (9)の2 病院事業の事務部局の職員 1,202人
- (新設)

- (10) 教育機関の職員
 - 校長および教員 3,302人
 - 校長および教員以外の職員 537人
 - 計 3,839人
- ア 高等学校の職員
 - 校長および教員 2,079人
 - 校長および教員以外の職員 342人
 - 計 2,421人
- イ 中学校の職員
 - 校長および教員 39人
 - 校長および教員以外の職員 3人
 - 計 42人
- ウ 特別支援学校の職員
 - 校長および教員 1,184人
 - 校長および教員以外の職員 126人
 - 計 1,310人
- エ 学校以外の教育機関の職員 66人

(11) 合計 8,900人

2 省略

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該部局内の配分は、それぞれ知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労働委員会、収用委員会、漁業調整委員会、人事委員会、地方公営企業管理者または病院事業管理者が定める。

付則 省略

- (6) 労働委員会の事務部局の職員 14人
- (6)の2 収用委員会の事務部局の職員 1人
- (7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人
- (8) 人事委員会の事務部局の職員 12人
- (9) 地方公営企業の事務部局の職員 74人
- (9)の2 病院事業の事務部局の職員 1,202人
- (9)の3 競走事業の事務部局の職員 24人

- (10) 教育機関の職員
 - 校長および教員 3,313人
 - 校長および教員以外の職員 535人
 - 計 3,848人
- ア 高等学校の職員
 - 校長および教員 2,075人
 - 校長および教員以外の職員 342人
 - 計 2,417人
- イ 中学校の職員
 - 校長および教員 39人
 - 校長および教員以外の職員 3人
 - 計 42人
- ウ 特別支援学校の職員
 - 校長および教員 1,199人
 - 校長および教員以外の職員 124人
 - 計 1,323人
- エ 学校以外の教育機関の職員 66人

(11) 合計 8,910人

2 省略

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該部局内の配分は、それぞれ知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労働委員会、収用委員会、漁業調整委員会、人事委員会、地方公営企業管理者、病院事業管理者または競走事業管理者が定める。

付則 省略